

本検討会における検討の論点について

令和3年3月17日
農村振興局



長期的な土地利用の検討の方向性

- 農地は農地として有効利用することが大前提であることから、
- ① そのために、農地集積・集約化、新規就農、スマート農業の普及等のあらゆる政策努力を払うことにより農地を有効利用する
 - ② ①の政策努力にもかかわらず、これまでと同様の利用が困難である場合には、粗放的な利用により農業生産を行う
 - ③ ②が困難な場合には、農業生産の再開が容易な土地として利用（有事の際等には農業生産）する
 - ④ ③が困難で荒廃化が避けられない場合には、荒廃化が進行する前に森林への計画的転換（人工林、里山林）等により有効活用を図る途を拓くこととしてはどうか。



土地利用の分類ごとの具体例

【②粗放的な利用等による農業生産】



放牧



景観作物・エネルギー作物（菜種）

【③農業生産の再開が容易な土地として利用】



ビオトープ



鳥獣緩衝帯

【④計画的な植林】



植林（早生樹）



植林（里山林）

前々頁の②～④の分類ごとに、以下のような論点について整理。

ア 必要な管理の在り方

イ 土地を利用・管理する主体

ウ 新たな土地利用への転換に係る合意形成手法

エ ウの合意を担保する仕組み

オ ゾーニングの要否（他法令のゾーニングとの調整を含む）

カ 国や地方自治体の関与の在り方

キ 食料の安定供給を確保する上での許容性

本検討会における検討の論点について（案）

- 農地集積・集約化、新規就農、スマート農業の普及等のあらゆる政策努力を払ってもなお、従来どおりの使い方では持続的な利用が確保できないと見込まれる農地の増加が懸念される地域もある。
- このような地域において、地域の話合いを通じて、食料供給基盤としての機能は極力維持しつつ、地域の特性に応じた持続可能な土地利用への転換を図り、最適な土地利用を実現することができるよう、以下の論点に沿って検討すべきではないか。

項 目		検討の視点	論 点
■土地利用の方向性			
ア. 管理の在り方	①粗放的な利用等による農業生産	○土地利用区分の充実 ○必要最小限の土地管理 ○粗放的農業生産に係る支援措置	○農地は農地として有効利用することが大前提であるものの、従来どおりの使い方では <u>持続的な利用が確保できないと見込まれる農地の増加</u> が懸念される地域もある。 ○このような地域においては、 <u>有機農業のための農地利用や放牧等の粗放的な農地利用への転換</u> 及び土地利用の持続性を担保するための仕組みを検討すべきではないか。
	②農業生産の再開が容易な土地としての利用	○農地・非農地の取扱い ○農業生産の再開が容易な土地利用	○①による利用が困難な場合は、ビオトープや鳥獣緩衝帯等の <u>非常時に農業生産を再開</u> することが容易な土地としての利用への転換及び将来的に農業生産を行い得ることを担保するための仕組みを検討すべきではないか。
	③計画的な植林・遷移	○計画的な植林 ○植林に係る支援措置 ○計画的な遷移 ○管理体制の構築	○①、②による利用が困難な場合は、 <u>森林としての利用への転換</u> 及び林地利用の持続性を担保するための仕組みを検討すべきではないか。

項 目	検討の視点	論 点
■ 総 論		
エ. 合意された土地利用を担保する仕組み	○行政計画へのつなぎ ○合意の担保に係る措置（規約、賃貸借契約等） ○土地改良施設の取扱い	○ <u>粗放的利用</u> など持続可能な土地利用の実現のための施策について検討すべきではないか。 ○地域の関係者が話し合いを通じて <u>土地利用ビジョン</u> を提案できる仕組みについて検討すべきではないか。 ○最適な土地利用のための <u>農地、農業水利施設の整備等</u> について検討すべきではないか。
オ. ゾーニングの要否	○一体的な土地利用 ○長期的なゾーニング ○ゾーニングに合わせた誘導措置	
カ. 国、地方公共団体の関与の在り方	○行政機関等の関与 ○関連施策の活用手法 ○適切な情報共有	
キ. 食料安定供給上の許容性	○食料供給のために絶対に確保すべき農地の区域の設定	
■ 【新しい農村政策の在り方に関する検討会と連携】		
イ. 土地を利用・管理する主体	○多様な農業従事者の確保 ○多様な土地の利用・管理者の確保 ○マルチワーキングへの対応	○農業以外の事業にも取り組む農業者（半農半X実践者）等の多様な形で農に関わる者の参入促進等により、 <u>多様な形で農に関わる者の育成</u> を図るべきではないか。 ○地域運営組織（RMO）型の事業体の形成の支援等により、 <u>集落機能の維持・強化</u> を図るべきではないか。 ○人材養成研修の活用等により、 <u>人材育成施策の拡充</u> を図るべきではないか。 ○農村発イノベーションを行う事業者や団体の支援等により、 <u>農村発イノベーション等を通じた所得確保手段の多角化</u> を図るべきではないか。
ウ. 土地利用転換に係る合意形成手法	○合意形成のプロセス ○合意形成の範囲 ○話し合いの参加者 ○役割分担の合意 ○支援、コーディネート等を行う人材 ○合意形成の手法	

検討会（第1回～第6回）における主な意見等の整理

項 目		主な意見等	発言者	検討の視点	論 点
土地利用の方向性					
ア. 管理の在り方					
①粗放的な利用等 による農業生産	1	○荒廃農地の活用方法として、有機農業、放牧地、観光資源、養蜂を組み入れた景観作物、鳥獣害被害が少ない作物の導入などがある。	②笠原	○土地利用区分の充実 【参考資料】 農用地区域の特別な用途の設定について	○農地は農地として有効利用することが大前提であるものの、従来どおりの土地の使い方では持続的な利用が確保できないと見込まれる農地の増加が懸念される地域もある。
	2	○放牧は、耕作放棄地の解消の有力な手段。	④広田		
	3	○新たな土地利用の区分については、細分化が必要ではないか。	①笠原		
	4	○守るべき「優良農地」は、中山間地域の棚田など、景観や生物多様性に富む農地もこれに位置付けてはどうか。	①広田		
	5	○生物多様性、文化、歴史などの視点から評価された農地を守るべき農地として位置づけることも重要な論点。	②深町	○必要最小限の土地管理 ○粗放的農業生産等に係る支援措置	
	6	○農地を単一の利用ごとに分けるのではなく畜産業や林業、内水面漁業などを重ねるような土地利用又は使い分けしながらも一体となっているような土地利用という視点も大事。	②深町		
	7	○人口や農業従事者の減少を踏まえると、全ての農地を生産基盤として考えていくことには限界があり、どのようにメンテナンスフリー化、自然林化していくか、周辺農村の社会的な力も含めて判断し、最低限何をしていくかという整理が必要。	③田口		
	8	○放牧のための準備はかなり大変で、電気柵を整備するため補助事業など具体的な支援も必要であり、簡単な政策支援で横展開が図られるとは考えにくく、マネジメントができる経営者をどう育てるかが重要な鍵。	④安藤		
②農業生産の再開 が容易な土地としての利用	9	○緩衝帯を公共性の観点から「獣害指定エリア」として網かけ、集落のニーズに柔軟に対応できることが必要である。	⑤小柳	○農業生産の再開が容易な土地利用	○①による利用が困難な場合は、ビオトープや鳥獣緩衝帯等の非常時に農業生産を再開することが容易な土地としての利用への転換及び将来的に農業生産を行い得ることを担保するための仕組みを検討すべきではないか。
	10	○緩衝帯は、点で整備しても意味が無いので、面的に設置する必要がある。	②笠原		
	11	○都市近郊や都市の農地も含め、農地を農業生産として使わない場合でも、農業生産以外の農地のいろいろな価値を積極的に位置づけていくべき。	⑤深町	○農地・非農地の取扱い	
	12	○「農地への復旧が容易な非農地に転換」については、地目の扱いと農業委員会等関係機関の関与の在り方について検討すべき。	②笠原		
	13	○農地の範疇に関する整理が必要。例えば焼き畑農業の場合なら、一時的に林地に戻ることになるが、その際の取扱い、また、山菜取りの原野の扱いなど。	②安藤		
③計画的な植林・遷移	14	○植林しただけで手入れをしないと、災害が起こりやすく、植林により林地にしまいくことは限定的ではないか。	①深町	○計画的な植林	○②による利用が困難な場合は、森林としての利用への転換及び林地利用の持続性を担保するための仕組みを検討すべきではないか。
	15	○（農業生産上の条件が不利な地域では）林業と農業を一体的に考えた上での人工林の再配置のようなことを考えてもよいのではないか。	③林		
	16	○センダンの育成は、農業に比べ粗放的な管理で済むことから農家林家が取り組みやすく通常の林業よりも短期間で収入が得られ、大きなメリットがあると期待している。九州、四国、本州のうち伊豆諸島以西の太平洋側の標高500m以下で、日当たりが良好なところが適しており、平地の利用、特に荒廃農地の利用が有効である。	③横尾		
	17	○森林への計画的な転換は、もう農地を保全していけない場合の一つの手法としてあり得る。反面、継続して管理を行う人がいるというのが絶対条件。	③高橋	○管理体制の構築	
	18	○植林は、搬出路、路網の整備とセットで進めないとうまいいかない。	③安藤	○植林に係る支援措置	
	19	○セイタカアワダチソウなどの外来種、クズ、ネザサなどの特定の種が優占する状況が長く続いたり、土砂崩れなど自然災害の危険性が高い「放棄農地の荒廃化」を避ける必要がある。このため、目標とする野草地や里山林に誘導することも考えないといけない。	③深町	○計画的な遷移	
	20	○雑木林化をしながら生物多様性をどう図っていくかという環境的視点をきちんと入れていかないと、長期的な土地利用を考えた上で限界が出てきてしまうのではないか。	③田口		
	21	○森林化がすべてよいというわけではなく、積極的にどこまで介入するかを考えることが必要であり、放っておくとうまいいかないところについてのみ介入するという、消極的介入という視点があってもよい。農地を放棄した結果として目指すべき最終的な到達目標に持つていくために、放っておくのではなく、どのようなマイルドな介入が有効なのかを考えることが必要。	③安藤		

項 目		主な意見等	発言者	検討の視点	論 点
総論					
エ. 合意された土地利用を担保する仕組み	22	○政策的に行政が作るゾーニングだけでなく、利用主体が土地利用区分の計画をボトムアップで作成することにより、土地が利用され、維持される。利用主体が作るゾーニングに対し政策的なつながが必要。	⑤安藤	○行政計画へのつながり	○粗放的利用など持続可能な土地利用の実現のための施策について検討すべきではないか。 ○地域の関係者が話し合いを通じて土地利用ビジョンを提案できる仕組みについて検討すべきではないか。 ○最適な土地利用のための農地、農業水利施設の整備等について検討すべきではないか。
	23	○農地は私有財産なので、その利用について他者が口を挟むのは一般的には難しい(雰囲気がある)。	⑥広田		
	24	○農地は、私有財産であるがゆえに公的な検討がしづらいため、土地所有の私的部分をどう公的に変えていくか考える必要がある。	⑥田口		
	25	○集落内外の人が共生するための土地利用を可能とすることが必要であり、私有地に制限をかけ、公用活動を可能とすることも必要。	⑤小柳	○合意の担保に係る措置(規約等)	
	26	○地域住民の合意形成により、自治会として獣害対策費を予算化するとともに定期的な維持管理に取り組むこととなり、集落全体で、里山整備、耕作放棄地の解消、農地の共同管理が可能となった。	⑤小柳		
	27	○水田では、農業公社の応援を条件に、機械作業を近隣の農家にお願いできれば、より低いコストで農地を守る。粗放的な放牧では集落や小地域での土地利用に関する合意形成さえあれば、地域外の畜産農家や牧草などの飼料作経営による利用・管理も実現できると思う。	⑥安藤		
	28	○土地利用に際し、利用主体が必要となる投資を行うために、経営の安定化が確保可能となるよう、長期間の賃貸借契約の締結が重要。	⑤安藤	○合意の担保に係る措置(賃貸借契約)	
	29	○農道や農業水利施設の存在等も視野に入れるべき。	①広田	○土地改良施設の取扱い	
	30	○大規模で水田を放牧地に転換する場合は、水利施設の取扱いについても検討が必要である。	①安藤		
オ. ゾーニングの要否	31	○2030年、2050年、2100年までは守るといった、長期的、段階的、戦略的なゾーニングといった防衛ラインのような議論が必要ではないか。	①林	○長期的なゾーニング	
	32	○土地所有者が個別に土地の使い方を決めてしまうと、地域にとって最適な土地利用が実現できない。地域にとっての最適な土地利用を実現するため、モザイク状の土地利用を一まとめにしてマネジメントする主体の設定と、その一まとめの範囲をどのように設定するかを考えなければいけない。	⑤安藤	○一体的な土地利用	
	33	○多様な農業者が有機的につながるような重層的な仕組みが必要であり、そのための土地利用調整が必要。個人、集落営農、最後の担い手としての市町村農業公社などを重層的にゾーニングによって棲み分けるような仕組み、計画が必要ではないか。	⑥小田切		
	34	○政策的効果を発揮させるためには、ゾーニングによる土地利用区分と誘導的施策の組合せが重要。	①広田	○ゾーニングに合わせた誘導措置	
カ. 国、地方公共団体の関与の在り方	35	○ボトムアップ型の計画策定が重要であり、農地の利用方法は基本的には地元で決めていただくしかない。	⑤安藤		
	36	○土地を長期的に守っていくためには、最初の段階から行政が間に入って権利調整を行うことにより持続した営農が可能になる。	④高橋		
	37	○地域で話し合いを進めても、実践活動に移らなければ全く意味がない。実践において最も重要なのは、住民の近くにいるずっと見守ることができる人の存在。やはり中心になるのは、県・市町村の職員である。	⑥高橋	○行政機関等の関与	
	38	○土地利用に関する地権者との話し合いや農地中間管理機構を通じた斡旋などへの農業委員会の関わりについて透明性を持つことが必要。	④笠原		
	39	○土地からのアプローチとして、食料確保、水利、生物保護、気持ちの問題など多面的な視点で、良い色、悪い色をつけ、政府がどこまで介入すべきかを整理しなければならない。	⑥林		
	40	○長期的な土地利用の検討に当たり、中山間地域等直接支払、多面的機能支払と直接連携したり、手段として利用することが可能。	⑥広田		
	41	○人・農地プランの実質化で形成した話し合いの措置を新たな土地利用への転換の合意形成の場に継続していくことが必要。	②笠原	○関連施策の活用手法	
	42	○話し合いを重ねることが必要。また、人・農地プランや中山間地域等直接支払の集落戦略等をかみ合わせることも必要。	②高橋		
	43	○政策的には、将来の土地利用について合意形成を得るには、人・農地プランの活用が重要。中山間地域等直接支払制度も地域の土地利用を考える有力なきっかけになり得る。	④広田		
	44	○集落は、資源管理も含め重要な役割を果たしており、中山間地域等直接支払制度のような裁量性が高い事業で集落に支援できればボトムアップ的な動きが生まれるのではないか。	⑥安藤		
	45	○市町村職員が、地域の現状をデータ等で伝えることが重要。	②笠原	○適切な情報共有	
キ. 食料安定供給上の許容性	46	○資源を共有するためのマッチングの機会が求められ、集落資源のデータ化やデジタル化(可視化)、共有化が早急に必要。	⑤小柳	【参考資料】 土地利用情報のデジタル化の推進	
	47	○国は、個々の土地の計画的転換について、どの選択をするかと将来どうなるのか、将来的な維持管理は誰がどのようにやるべきなのかといった情報を整理し、情報提供に力を入れるべき。	③広田		
	48	○早生樹の植林、荒廃化について、一つのガイドラインみたいなものにまとめるのが良いのではないか。この場合、政策的にどこまで介入すべきかをしっかり考えることが必要であり、例えば、国民の食料を供給する上でここは絶対守らないといけない「絶対防衛圏」みたいなものを設定した上で、ここから外れる部分については形式的に「こうしてください」というのではなく、「こうならないようにしてください」と指摘する方が良いのではないか。その上で、地域の文化や考え方を尊重して自由にやっていただくのが一番良いのではないか。	③林	○食料供給のために絶対に確保すべき農地の区域の設定	

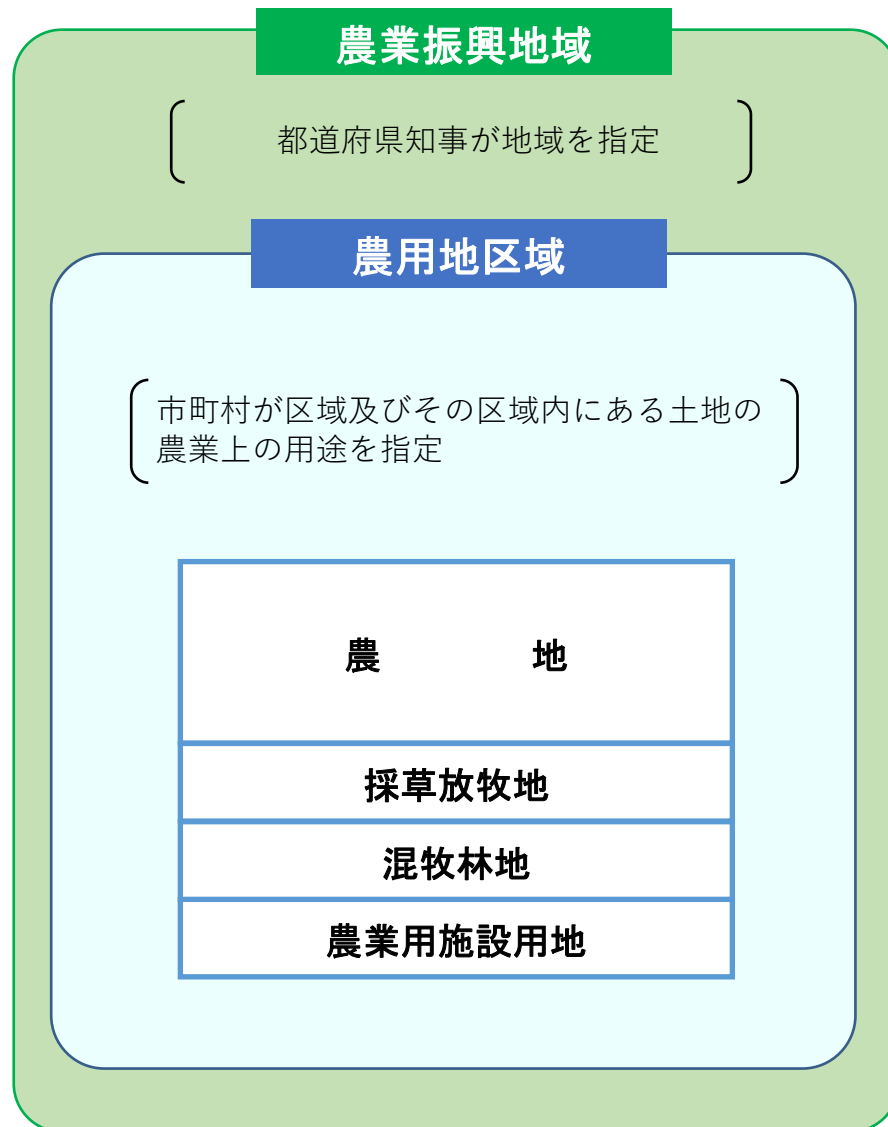
項 目		主な意見等	発言者	検討の視点	論 点			
【新しい農村政策の在り方に関する検討会と連携】								
イ. 土地を利用・管理 する主体	49	○有機農業者、兼業・副業の農業者、趣味的な農業者など、多様な主体の参入を積極的に進めることが中山間農地が生き残るための一番重要なポイント。	⑤広田	○多様な農業従事者の確保				
	50	○多様な利用を促進するためには、半農半X等の新たな農業従事者参入の促進も必要。	②笠原					
	51	○もともとの農業従事者と、半農半X等の新たな農業従事者には、農業に対する意識差がある印象。例えば、後者が無農業栽培を行おうとする際など、軋轢を生じやすい。	②田口					
	52	○農地の利用については、農地法があり、農業委員会もあって、何かと「制約」が多い(イメージがある)。多様な担い手の参入を実現するなら、まずはその敷居を低くする必要がある。	⑥広田					
	53	○農業への新規参入の下限面積については、これから農業で生計を立てるための入口と捉えており、「半農半X」は地域の担い手にはなるが、現農地法での農業や農地の担い手になるのか確かまりがある。	⑥笠原					
	54	○「半農半X」の農業参入に係るハードルを下げる仕組みの検討が必要である。農地取得の下限面積のほか、資金、技術、土地が問題また、農地の権利取得に係る信頼感をどのように確保するのかも論点の一つ。	⑥小田切					
	55	○広い意味での地域づくり事業体の農業参入にハードルがあれば、あぶり出す必要がある。事業体の農地所有の可能性、集落営農から農事組合法人の事業の多角化などの要望は出てくると思う。	⑥小田切					
	56	○集落外の土地所有者が増加すると、集落を維持するための土地管理ができなくなるため、集落で土地を管理する仕組みや、人が共生するための社会的に有効な土地利用が必要である。	⑤小柳	○多様な土地の利用・管理者の確保	○農業以外の事業にも取り組む農業者(半農半X実践者)等の多様な形で農に関わる者の参入促進・育成等により、 <u>多様な形で農に関わる者の育成を図るべきではないか。</u>			
	57	○地域外からの新たな人材の受入れに係る議論が必要である。	①池邊			○地域運営組織(RMO)型の事業体の形成の支援等により、 <u>集落機能の維持・強化を図るべきではないか。</u>		
	58	○仕事を創り、暮らしを支えるといった居住者を増やすための施策が農地保全にも繋がる。	①安藤				○人材養成研修の活用等により、 <u>人材育成施策の拡充</u> を図るべきではないか。	
	59	○中山間地では、平地の人手を借りながら農地の維持を考えることが必要である。	①高橋					○農村発イノベーションを行う事業者や団体の支援等により、 <u>農村発イノベーション等を通じた所得確保手段の多角化</u> を図るべきではないか。
	60	○中山間地域の農地の管理及び新たな利用の推進は、そこに暮らしていない非住民(地縁者及び非地縁者)の継続的な参加を担保する仕組みが求められる。拡大コミュニティ(定住者と非定住者でつくるコミュニティ)という考え方も仕組みの一つとして参考になる。	⑤広田					
	61	○土地の利用・管理で最も重要なのは、日常的な管理や見守りができる人材の確保であり、地区外から確保する場合には、移住定住対策と組み合わせが必要となる。	⑥広田					
	62	○土地利用に関して働きかけを行う場合、既存の住民が減る中で、外部からの人材を含めた新しい組織で活性化を図ることも考えなければならない。	⑥安藤					
63	○地域資源管理は、集落という単位が重要であり、小学校区のようなやや広域な範囲との関係の整理が課題。集落や小学校区単位で各種事業を活用し必要な機械・施設を整備して、広域の農業公社が紹介するオペレータが、集落の機械を利用し直接作業を行う仕組みができれば、地域運営組織などの広域組織の負担を軽減できるのではないか。	⑥安藤						
64	○集落や小地域の上に広域の農作業受委託組織や農地管理的な組織を設立し、集落や小地域を支える仕組みなど、複数の主体を重層的に考えてよいのではないか。	⑥安藤						
65	○土地を利用・管理する主体について、大規模農家や「半農半X」など、必ずしも棲み分ける必要はないと思うが、どのような方にどのような役割を期待するのかを整理しなければならない。	⑥林						
66	○農業だけでなく通年の所得を得るのは困難であり、自ずと他の稼ぎとの組み合わせ(いわゆるマルチワーキング)が必要である。行政・地域・事業者等がその仕組みを作る努力が必要である。	⑥広田	○マルチワーキングへの対応					

項 目		主な意見等	発言者	検討の視点	論 点
【新しい農村政策の在り方に関する検討会と連携】					
ウ. 土地利用転換に係る合意形成手法	67	○最終的には多様な主体の参画の下での合意形成が必要だが、小さい単位での意識付けは必要。このため、話し合いが必要な理由を最初に理解してもらうことに時間をかけるなど序盤のプロセスを考えてもらいたい。	②広田	○合意形成のプロセス	○農業以外の事業にも取り組む農業者(半農半X実践者)等の多様な形で農に関わる者の参入促進・育成等により、 <u>多様な形で農に関わる者の育成を図るべきではないか。</u> ○地域運営組織(RMO)型の事業体の形成の支援等により、 <u>集落機能の維持・強化を図るべきではないか。</u> ○人材養成研修の活用等により、 <u>人材育成施策の拡充を図るべきではないか。</u> ○農村発イノベーションを行う事業者や団体の支援等により、 <u>農村発イノベーション等を通じた所得確保手段の多角化を図るべきではないか。</u>
	68	○集落の「将来ビジョン」から話し合いを始め、それを土地利用につなげていくという順序が大切。	⑤安藤		
	69	○話し合いの範囲は、できる限り小さい範囲が基本であり、これまでは一つ一つの集落で話し合いをしてきたが、一つの集落ではもう完結できない状態。これからは、里海から里地、里地から里山、と話し合いの括り(土地利用の取組の範囲)を広げていくことが必要。	②高橋	○合意形成の範囲	
	70	○人の力の活用、遊休農地の活用についての話し合いは、いろいろな話をミックスしてできるだけ地域の多様な方々が集まれるよう誘導が必要である。参加者の運営の自由度を上げ、行政に負担をかけすぎないやり方を考える必要がある。	⑥笠原	○話し合いの参加者	
	71	○土地持ち非農家、地域住民、水利等で関係する下流域の方々などが話し合いに参画する体制が必要。	②笠原		
	72	○現役世代だけでなく、若者世代が入り、農家・非農家の枠を超えた話し合いが必要。	②高橋		
	73	○地域の年配者の水管理、防災などの知恵や経験を活用する視点も必要。	②深町		
	74	○農地中間管理機構や農業委員会にどういう役割が必要とされており、何をすべきなのかを明確化し、地権者、農家に役割等が明確に認知されることが必要。	④池邊	○役割分担の合意	
	75	○地域の合意形成は容易ではないため、支援する人材が必要である。	①広田	○支援、コーディネート等を行う人材	
	76	○若者や非農業者を巻き込むためのコーディネートをする人の存在も重要。	②深町		
	77	○合意形成を図っていくためのコーディネーターの確保は必要だが、高いスキルが要求されることも事実。	②田口		
	78	○都市と農村の格差よりも、農村と農村の格差が拡大しているのが現状だと思う。この格差を縮小するには、地道な人材育成により、横展開していくことが必要。地域おこし協力隊、集落支援員といった可能性に加え、普及指導員のコーディネート機能、「半農半X」への技術指導、場合によってはXの部分へのサポートに期待している。	⑥小田切		
	79	○人材育成について、技術は場数によって飛躍的に高まることから、学んだ技術を生かす機会を十分に用意することも重要。また、コーディネーターにはしかるべき報酬を用意すべき。	⑥広田		
	80	○地域おこし協力隊の方々には、経験値、コミュニケーション能力が高く、彼らが地域に定着する際は、コーディネートの能力も必要であり、合意形成を支援する人材として可能性がある。その際、しかるべき報酬は大変重要であり、妥当な人件費を提示していく必要がある。	⑥田口		
	81	○現役の役場の職員や、職員OBが頑張っている地域は活力がある。そのような人材を輩出しているところは脈々と続いており、そうではないところをどうするかを考えるべき。	⑥安藤		
82	○市町村職員OBへの信頼度はとても厚い。現役の市町村の職員とのつなぎ役としても、大きな力を発揮してもらえるのではないか。	⑥笠原			
83	○どうしても先行きの厳しい集落に対し、縮小を前提とした議論ができる人は少ない。頑張るのは当然としても、頑張れない集落にも何かいい案が出せるような人材を、今後増やす視点も必要ではないか。	⑥林			
84	○話し合いには「話し合いの括り」を決めることが大事。そのために、集落単位で、人材、コミュニティ等の有無等を調べ上げ、カルテを作成することが有効。	②高橋	○合意形成の手法		
85	○住民自らが参加し、自らが考えて答えを出すという方法による集落環境診断により合意形成を実現。	⑤小柳			

参 考 資 料

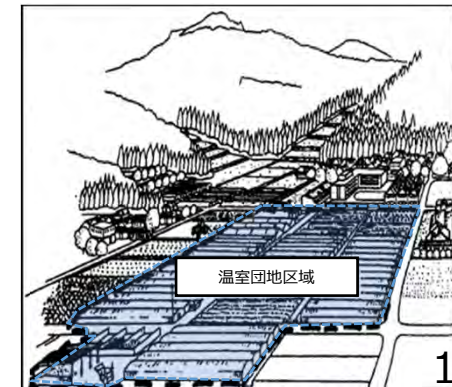
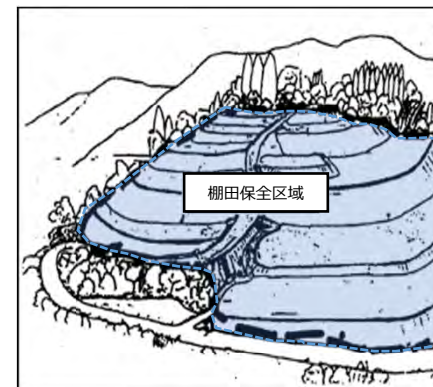
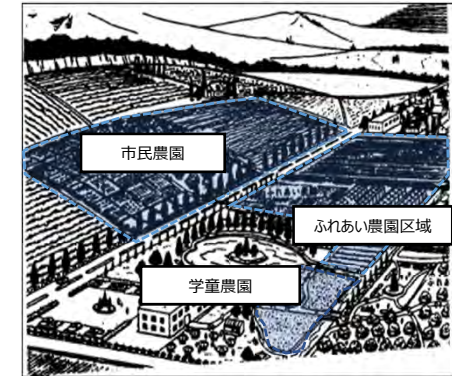
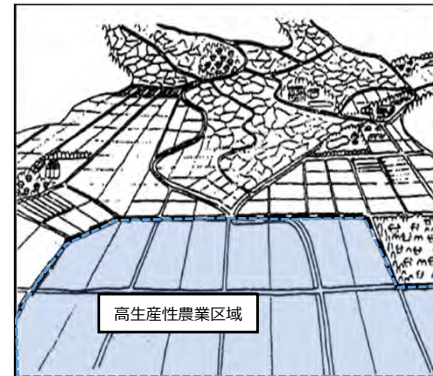
農用地区域の特別な用途の設定について

- 農用地区域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図るために必要と認められるときは、農業上の用途（農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地）を更に細分化して指定することが可能。（農振法施行規則第4条の2第2項）



○農業上の用途の細分化例

用途（細分化した用途）	指定理由
農地（高生産性農業区域）	特に生産性が高く、地域農業の中核を担う農地として保全・整備（大規模土地利用型農業）
農地（ふれあい農園区域）	都市近郊の農地等、都市と農村の交流や緑地空間として保全・整備（市民農園・学童農園等）
農地（棚田保全区域）	棚田（水田）として保全・整備
農業用施設用地（温室団地区域）	集団的な温室団地として整備（防虫・防疫や集出荷等の効率化、温室利用による特産地化等）



○農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）（抄）

（農業振興地域の指定）

第六条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。

2～6（略）

（市町村の定める農業振興地域整備計画）

第八条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

二～六（略）

3（略）

4 市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

（農業振興地域整備計画の基準）

第十条・2（略）

3 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であつて、次に掲げるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。

一～五（略）

4・5（略）

○農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）（抄）

（農業上の用途）

第四条の二 法第十条第三項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 農業上の用途は、次に掲げる土地の区分に従い指定すること。ただし、法第三条第三号に掲げる土地については、当該土地に隣接する土地の区分に従い指定すること。

イ 耕作の目的に供される土地 【→農地】

ロ 主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地 【→採草放牧地】

ハ 法第三条第二号に掲げる土地 【→混牧林地】

ニ 法第三条第四号に掲げる土地 【→農業用施設用地】

二 農業上の用途は、当該土地を当該用途に供することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないよう指定すること。

2 農用地区域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図るために必要があると認められるときは、大規模な農業経営に適する土地その他の特別の土地の区分を設け、前項の基準に従い指定された農業上の用途を更に細分して農業上の用途を指定することができる。

土地利用情報のデジタル化の推進

- 本年度の「農用地等の確保等に関する基本指針」の変更においては、農振法に基づく農用地利用計画に係る地図等のデジタル化について、新たに配慮すべき重要事項として位置付けたところ。

農用地等の確保等に関する基本指針（令和2年12月8日付け農林水産大臣公表）

第4 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項

（1）略

（2）農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

○農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）（抄）

（基本指針の作成）

第三条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、農業振興地域整備基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な方向

二 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項

三 農業振興地域の指定の基準に関する事項

四 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項

3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、前項第一号の農用地等の面積の目標及び同項第二号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

荒廃農地の解消事例（粗放的な利用）について

【三和町大力谷地区】牛の水田放牧による荒廃農地の発生 と鳥獣害の防止

みよし
【広島県三次市】

新規就農	企業参入	6次産業化	農地中間管理機構
農福連携	鳥獣害対策	地域・集落の共同活動	その他

1. 地域農業の状況

- 中国地方のほぼ中央部に位置し、大阪へ約250km、下関へ約250kmと東西の中間であると共に、山陽側、山陰側へ50～80kmで、山陰・山陽へほぼ等距離にあり、中国地方の中心に位置している。
東西の大動脈としての中国自動車道を中心に、国道、鉄道が市内でX状に交差し、本市を中心として放射線状に拡散する陰陽連絡・経済・産業・生活を支える交通網を構成している。



- 市の地形は三次盆地を中心に、北部は急峻な中国山地、南部は起伏のある吉備高原を形成しており、標高差や豊かな自然条件を活かした米づくりや野菜、果樹、畜産等の生産が盛んな地域で、県内屈指の農産物生産地でもある。
- しかしながら、市内のほとんどが中山間地域で、農用地の多くは傾斜地にあり、平地地域と比べて生産条件の格差が大きく、人口減少や高齢化の進行により、集落機能が低下し、農地等の維持が困難になりつつある。
- 取組が行われた本地区も中山間地域に位置し、水稻を中心に大豆の作付けがされているが、農家の高齢化による担い手不足が懸念され、これらに対応するための地域づくりが必要となり、平成20年に集落で法人を設立し、農地の有効利用と荒廃農地の発生防止に努めてきたが、高齢化の影響は大きく、荒廃農地が目立つようになってきた。

2. 地区概要

取組主体	農事組合法人大力	地区名	みわちようだいぐたに 三和町大力谷地区
再生面積	0.4ha	取組年次	平成28年度～平成29年度
作付作物	飼料作物・肉用牛繁殖	販路	家畜市場に出荷

3. 取組内容及び効果

牛の水田放牧により、農地管理を省力化するとともに、荒廃農地の発生を抑制

- 地区の農地保全及び農業収入増等を図るためには、法人で牛を飼育し、地区全体で放牧利用を含めた農地利用のあり方を検討し実践するため、放牧の見学会や地域の会合等で放牧の実施状況等を報告するなど、地域住民の放牧への理解醸成の取組を行うとともに、放牧の基礎知識の習得を目指し、法人役員の研修会への参加を促した。
- 農事組合法人大力が耕作する水田4.1haと、荒廃農地0.4haを含めた4.5ha（イタリアンライグラス及び飼料用ヒエの二毛作）に、和牛繁殖牛8頭を229日間放牧を行い、農地管理の省力化を行い荒廃農地の発生を抑制するとともに、放牧によって周辺農地の鳥獣害の防止にも貢献。【平成30年度時点】



飼料作物の作付け（放牧）

活用した支援策	H28～29 国産粗飼料増産対策事業（地域づくり放牧推進）（国） H28 和牛の里創造事業（市）
---------	---

【相川地区】耕作放棄地のお花畑化プロジェクト

こうふし
〔山梨県甲府市〕

新規就農	企業参入	6次産業化	農地中間管理機構
農福連携	鳥獣害対策	地域・集落の共同活動	その他

1. 経緯

- 近年、ミツバチの不調は、農薬やダニ、病気などにより引き起こされると推測される一方、多くの研究者は、開発による多様な植物が連続的に開花する土地の減少、つまりミツバチの体力を支える餌資源の不足を指摘。
- そのため、農地周辺に花畑を整備することにより、ミツバチの餌資源（蜜源・花粉源）を創成し、その生育及び生産の促進が必要であることから、玉川大学ミツバチ科学研究センター、養蜂家、雪印種苗（株）、シンジェンタジャパン（株）等で構成される「耕作放棄地のお花畑化」プロジェクト推進協議会を設立し、日本の農業における課題となっている耕作放棄地をお花畑化することで、養蜂及び農業の活性化を目指して事業を展開。

〈耕作放棄地解消前の状態（平成27年度取組）〉



2. 事業概要

取組主体	「耕作放棄地のお花畑化」プロジェクト推進協議会	地区名	甲府市相川地区
再生面積	約2.4ha（令和元年度実績）	取組年次	平成27年度～
作付作物	クローバー、ハゼリソウ、ヒマワリ	販路	大学、イベント等（蜂蜜）、 県内の園芸農家（花粉交配用ミツバチ）

3. 取組内容及び効果

甲府市農地銀行システムによる農地の貸借や所有者移転等の調整を活用し、耕作放棄地の解消・発生防止に取り組むとともに、ミツバチの餌資源となる蜜源を整備。

- 資源の創成
農地周辺の耕作放棄地に「お花畑」を作ることにより、ミツバチ及び野生ハナバチ類の餌資源（蜜源・花粉源）となる蜜源を整備し、蜂蜜の生産と共に生物多様性の促進と生態系の保全に貢献。
- 耕作放棄地の再生
原野化を防ぎ、農地としての質を維持し、同時に景観美化に貢献。
- 農業への貢献
蜜源植物の生育拡大により、交配用のミツバチの生産・出荷を促進し、野生ハナバチ類による生態系サービスの増強も合わせて地域の農業生産に貢献。
- 農薬被害の回避
ミツバチや野生のハナバチ類をお花畑に誘因することにより、また良質の栄養資源となることで、農薬によるミツバチ等の被害の軽減に貢献。



活用した
支援策

—

【八宮地区】地域で荒廃農地に蓮やひまわり等を植えて、 農村景観を向上

しろいし
【宮城県白石市】

新規就農	企業参入	6次産業化	農地中間管理機構
農福連携	鳥獣害対策	地域・集落の共同活動	その他

1. 地域農業の状況

○ 白石市は宮城県南部に位置する城下町であり、西に蔵王連峰を擁し、阿武隈川の支流である白石川の清流など四季折々の豊かな自然に恵まれている。

八宮地域は、白石市の北西部に位置し、農用地は標高50m～400mの中山間地域に散在している。



○ 同地域では保全会構成員の協力を得て、草刈り、用水路整備及び地域環境の整備等の保全活動を行ってきているものの、集落内の農業後継者不足や高齢化等により適切な農地等の保全管理活動が困難になりつつあり、加えて、獣害の発生や畦畔の大きな水田が多く、草刈り等による管理が重労働になっていた。

〈荒廃農地解消前の状態〉



2. 地区概要

取組主体	八宮地区環境資源保全会	地区名	八宮（やつみや）地区
再生面積	73.9a	取組年次	平成24年
作付作物	蓮、ひまわり、ポピー（景観作物）	販路	—

3. 取組内容及び効果

多面的機能支払交付金を活用し、荒廃農地の解消・発生防止に取り組むとともに、農村景観を向上

- そのため、同地区では多面的機能支払交付金を活用し、草刈り等の農地維持支払活動のほか植栽活動や田んぼの生き物調査等の資源向上支払（共同）活動に取り組んだ。
- このうち、景観形成活動として、管理面積117.8haのうち73.9aの荒廃農地を有効活用した蓮田化やひまわり等の植栽を実施し、農村景観の向上とともに農用地の荒廃を防ぐことができた。
- また、きめ細やかな雑草対策として、農道及び農地の法面に作業の省力化に有効な雑草抑制芝ティフプレアの植付けや防草シートの設置及び芝桜の植え付けを行うことにより、雑草対策の省力化が図られた。



【景観植物の植栽】

活用した支援策	多面的機能支払交付金（国）
---------	---------------

【喜連川地区】耕作放棄地(荒廃農地)を利用した 地域自給燃料の実用化

〔栃木県さくら市〕

新規就農	企業参入	6次産業化	農地中間管理機構
農福連携	鳥獣害対策	地域・集落の共同活動	その他

1. 地域農業の状況

- さくら市は栃木県中央部に位置する小さなまちであり、鬼怒川の左岸に位置し、ほぼ平坦な地域と八溝山系の数条の丘陵部を範囲とする地理的にまとまりのある地域である。



喜連川地区は、さくら市の北東部に位置し、古くは城下町として栄え、その名残を残しつつ桜や温泉といった観光名所を有している。農用地は南北に流れる4つの河川の間の平地と丘陵部にある。

- 同地区の丘陵部は、地理的条件の厳しい場所や集落内の農業後継者不足と高齢化等が重なり、適切な農地の保全管理も困難になりつつあった。
加えて、獣害の発生や大型機械の使用が困難な農地が多く、担い手による耕作も困難な状態となっていた。

〈荒廃農地解消前の状態〉



2. 地区概要

取組主体	さくら市等	地区名	喜連川（きつれがわ）地区
再生面積	495a	取組年次	平成26年～
作付作物	エリアンサス（農業生産物資源）	販路	さくら市 市営もとゆ温泉

3. 取組内容及び効果

遊休農地解消支援事業を活用し、耕作放棄地(荒廃農地)を利用した地域自給燃料を実用化

- さくら市と市内事業者が連携し、遊休農地解消支援事業等を活用し、農研機構とJIRCASで品種育成されたイネ科多年草「エリアンサス」を原料としたバイオマスペレット燃料による地域自給燃料の実用化に取り組んだ。
- 平成26年から農研機構とJIRCASの技術指導を受けながら、耕作放棄地495aにエリアンサスを栽培。平成29年4月より、さくら市の運営する温泉施設のシャワー用ボイラー燃料として本格稼働し、バイオマスペレット燃料を供給している。
- 定植1年目は手作業による雑草防除が必要であるが、それ以外は大きな手間がかからず、改植なしに播種から3～4年で収穫を開始し、10年以上収穫が可能である。作付面積の拡大が期待されているが、バイオマスペレット燃料の供給先の拡大が課題となっている。

（農研機構＝国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、JIRCAS＝国立研究開発法人国際農林水産業研究センター）



【エリアンサスの栽培】



【エリアンサスの収穫】

活用した支援策	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国) 遊休農地解消支援事業(県)
---------	--------------------------------------